

過去の農業収入金額申告書
(年(年度)分)

令和 年 月 日

申請者 住 所
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

加入者管理コード														
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(単位:円)

農産物又は畜産物			期首棚卸高 ①	販売金額 ②	事業消費金額 ③	期末棚卸高 ④	収入金額 ②+③+④-①	備考
種類	品目	用途						
合計								

【担当者記入欄】

--

<記入上の注意>

1. 「農産物又は畜産物」欄は、農産物又は畜産物の種類、品目及び用途ごとに記入します。
主な農産物等の「農産物又は畜産物」欄の記入方法は以下のとおりです。ただし、新規加入時に作成する本申告書は、これまでの加入者自身の経理区分(例えば、「野菜」、「花」等)と同じ区分を用いることができます。
 - ① 米のうちについては、「用途」欄に「主食用」、「米粉用」、「加工用」、「飼料用」、「WCS用」、「酒米用」の用途ごとに区分して記入します。
 - ② 小麦、大麦、はだか麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねについては、畑作物の直接支払交付金の数量払の対象となる場合は、「用途」欄に「数量払対象」と、対象外の場合は、「用途」欄に「数量払対象外」と記入します。なお、対象品目のうち、小麦は「数量払対象(パン・中華麺用)」又は「数量払対象(パン・中華麺用以外)」と、なたねは「数量払対象(特定品種)」又は「数量払対象(その他品種)」と記入します。
また、対象外のばれいしょについては、「用途」欄に「数量払対象外(加工用)」、「数量払対象外(生食用)」、「数量払対象外(種子用)」、「数量払対象外(その他)」と記入します。
 - ③ かんしょについては、でん粉原料用いも交付金の対象となる場合は、「用途」欄に「数量払対象(専用品種)」又は「数量払対象(その他品種)」と記入します。対象外の場合は、「用途」欄に「数量払対象外(醸造用)」、「数量払対象外(加工用)」、「数量払対象外(生食用)」、「数量払対象外(種子用)」又は「数量払対象外(その他)」と記入します。
 - ④ さとうきびについては、甘味資源作物交付金の対象となる場合は、「用途」欄に「数量払対象」と、対象外の場合は、「数量払対象外」と記入します。
 - ⑤ 畜産物については、「種類」欄に牛、豚、鶏、馬、生乳等と記入し、「品目」欄に子牛、育成牛、廃用牛等と出荷した目的別に記入します。
 - ⑥ 加工原料乳生産者補給金の対象となる生乳は、「用途」欄に「加工原料乳含む」又は「加工原料乳」と、対象外のものは「用途」欄に「加工原料乳以外」と記入します。
 - ⑦ はちみつを花の種類又は産地ごとに区分する場合は、「品目」欄に花の種類又は産地を記入します。
2. 「期首棚卸高」欄及び「期末棚卸高」欄について
 - ① 個人経営体については、「青色申告決算書」の「㊤収入金額の内訳」の「農産物の期首棚卸高」欄及び「農産物の期末棚卸高」欄に計上した金額を記入します。
 - ② 法人経営体については、「青色申告決算書」の「損益計算書」の「売上原価」欄のうち、「期首商品(製品)棚卸高」欄及び「期末商品(製品)棚卸高」欄に計上した金額を記入します。
なお、税申告上、棚卸しがない畜産物、育成中の果樹及び耕地にある農産物等のように「農産物以外の棚卸高の内訳」欄及び「仕掛品棚卸高」欄に計上している金額は記入しません。
3. 「販売金額」欄は、補助フォームの「収入金額として申告する販売金額」欄の金額を記入します。
4. 「事業消費金額」欄は、次のとおり記入します。
 - ① 個人経営体については、「青色申告決算書」の「㊤収入金額の内訳」のうち、「家事消費事業消費金額」欄に計上した金額から家事消費金額を差し引いて得た金額を記入します。
 - ② 法人経営体については、「青色申告決算書」の「損益計算書」の「売上原価」欄のうち、「事業消費高」の欄に計上した金額を記入します。
 - ③ 畜産経営において、繁殖家畜を自家保留した場合は、販売した繁殖用家畜の単価を用いて金額を記入します。